

第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務 仕様書

1 業務名

第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務

2 背景と業務の目的

北谷町では令和元年度に5年計画(令和元年度～令和5年度)である第1次北谷町観光振興計画(改訂版)(以下、「現計画」という。)を策定した。現計画策定後すぐに新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、本町観光産業もその影響を大きく受けた。それにより、観光を取り巻く社会情勢は大きく変化し、旅行者の新たな価値観、日常生活における行動変容の顕著化や、物価高騰が与える観光産業への影響、観光人材不足に代表される観光関連事業者の経営課題、観光振興の新たな財源の確保など、観光産業を取り巻くあらゆる環境変化があり、それらを捉えた新たな計画の策定及び計画に基づく施策の具現化が求められている。そのため、現計画の評価・検証、それに基づく具体的施策等を反映した第2次北谷町観光振興計画案(以下、「計画案」という。)の策定を予定している。

そこで、令和6年度は現計画の評価・検証、それに紐づく課題整理等を行い、令和7年度に予定している計画案の策定へつなげることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 第2次北谷町観光振興計画設定期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで(7年間)

5 業務内容

(1) 関連計画の整理

現計画と現在における関連計画との関係性確認及び内容の整理すること。

(2) 現計画の評価・検証、課題整理

現計画を評価・検証、課題整理するにあたり、評価指標を設定するなど、効果的な手法を提案し実施すること。

(3) 今後の本町観光振興における想定される課題整理

本町の特性及び現状、昨今の社会情勢をふまえた上で、想定される課題を整理すること。

(4) 今後の方向性案の提案

(1)から(3)をふまえた上で、本町観光振興における今後の方向性案を提案すること。

(5) 第2次北谷町観光振興計画策定委員会の運営補助

第2次北谷町観光振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）開催における効率的な運営手法を提案し実施すること。

※委員会：計画の策定を行うにあたり北谷町職員により構成される委員会で、年度内2回程度を想定。

6 業務実施報告

本業務完了時には、次のドキュメントを提出すること。

(1) 業務完了報告書1部

(2) 評価・検証、課題整理、方針案をまとめた報告書20部 ※冊子形式に製本すること。

(3) 各種引用データ及び集計データ等

(4) 経費明細書

(5) 上記ドキュメントを保存したCDまたはDVD ※PDFやWord形式

※提出ドキュメントについては、業務を遂行していく中で変更が生じる場合がある。

7 打ち合わせ協議

本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを実施し議事録を作成すること。

8 その他

(1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

(2) 本契約に基づき作成された報告書等の成果物の所有権と著作権（著作権法第21条～第28条）は、北谷町に帰属する。

ア 受託者は、北谷町に移転された当該成果品に関して、著作者人格権（著作権法18条～20条）を行使しないものとする。

イ 上記アの規定にかかわらず、受託者が予め権利を有している著作物（以下「既存著作物」という）が当該成果品に組み込まれた場合は、既存著作物にかかる著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合、受託者は、北谷町及び北谷町が当該成果品を提供した第三者に対し、無償・非独占の形で当該成果品を利用するために必要な範囲において、既存著作物の利用を許諾するとともに、既存著作物につき著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 上記アの規定にかかわらず、第三者が著作権を有している著作物（以下「第三者著作物」という）が当該成果品に組み込まれた場合は、第三者著作物にかかる著作権については、当該第三者に留保される。この場合、受託者は権利者から必要な利用許諾を得るものとする。

(3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、北谷町建設経済部観光課と協議すること。